

平成27年11月2日

答申第626号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、番組予告の時間量について「① 放送番組審議会の審議概要、② 直近の月間の時間数」の開示の求めがあった。

NHKは、②は開示したが、①は文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

各放送番組審議会において、番組予告の時間量に関する審議概要はとりまとめていないため、再検討の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月2日（第227回審議委員会）

第640号諮問、審議、答申